

（頭部後傾抑止装置等）

**第 75 条** 平成 33 年 3 月 31 日以前に製作された原動機付自転車については、保安基準第 66 条の 3 並びに細目告示第 254 条の 3、第 270 条の 3 及び第 286 条の 3 の規定は、適用しない。